

統計法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

統計法施行令（昭和二十四年政令第三百十号）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

別表第一（第八条第一項関係）		別表第一（第八条第一項関係）	
指定統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一、十五（略）	（略）	（略）	（略）
備考			
<p>一 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。</p> <p>二 四の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより四の項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第一号、第二号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。</p>			
備考			
<p>一 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。</p> <p>二 十二の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第一号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。</p>			

三 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第一号、第二号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

四 前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、四の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる指定統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

五 十二の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

統計法施行令の一部を改正する政令案参照条文

統計法（昭和二十二年法律第十八号）（抄）

（指定統計調査）

- 第三条 指定統計を作成するための調査（以下指定統計調査という。）は、この法律によつてこれを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。
- 2 この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。
- 3 主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。地方公共団体の長又は教育委員会が前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（統計調査員）

第十二条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

- 2 統計調査員に関する事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。

（地方公共団体が処理する政府の指定統計調査に関する事務）

第十八条 政府が行う指定統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うことができる。

統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）（抄）

（統計調査員の職務）

第三条 法第十二条に定める統計調査員は、その設置に関する事務を行う各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会の指揮監督を受け、指定統計調査の調査票の配付及び収集その他指定統計調査に関する事務に従事する。



<p>とを目的とする指定統計</p>	<p>申告義務者に関する事務 調査票の配布 収集 審査等に関する事務</p>	<p>二 調査票の配布に関する事務 三 調査票の収集に関する事務 四 市町村長に対する調査票の送付に関する事務 五 調査票の二次的な審査に関する事務 六 調査票への必要な事項の記入に関する事務 七 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務 八 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 九 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 十 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 十一 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十二 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務 五 申告義務者の選定に関する事務 六 調査票の審査に関する事務 七 都道府県知事に対する調査票の送付に関する事務 八 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務 九 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十 市町村の区域における調査の広報に関する事務 十一 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十二 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務 十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>その他の事務</p>			

<p>五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>六 国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることとを目的とする指定統計</p>	<p>統計調査員に関する事務</p> <p>申告義務者に関する事務</p> <p>調査票の配布、収集、審査等に関する事務</p>	<p>一 統計調査員（都道府県知事が調査すべき商品又はサービスの販売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の設置に関する事務</p> <p>二 調査票（前号の総務省令で定める商品又はサービスの販売価格又は料金の調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>三 前号に規定する調査票の収集に関する事務</p> <p>四 市町村長に対する第二号に規定する調査票の送付に関する事務</p> <p>五 この項第四欄第六号に規定する調査票の審査及び第二号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>六 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務</p> <p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p> <p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p> <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p> <p>五 申告義務者（市町村長が調査すべき商品又はサービスの販売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の選定に関する事務</p> <p>六 前号の総務省令で定める商品又はサービスの販売価格又は料金の調査の実施及び当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務</p> <p>七 この項第二欄第二号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>八 この項第二欄第二号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>九 都道府県知事に対する第六号及びこの項第三欄第一号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>	<p>七 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>八 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>	<p>十 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十一 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>	

<p>七十五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>一 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。</p> <p>二 十二の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。</p>			

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

2）8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

10  
17  
（略）

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

（条例による事務処理の特例の効果）

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して

行うものとする。

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 都道府県知事は、第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、第二百四十五条の五第二項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第三項の規定により、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に對する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第十一項までの規定の適用については、同条第十二項において読み替えて準用する同条第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは、「各大臣」とする。この場合においては、同条第十三項の規定は適用しない。

3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五条の二の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

平成19年2月21日

## 統計法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

総務省は、統計法施行令の一部を改正する政令案（以下「政令案」といいます。）について、平成18年12月18日（月）から平成19年1月16日（火）までの間、意見を募集したところ、10件の御意見の提出がありました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

### 1 背景

指定統計調査のうち就業構造基本調査及び全国物価統計調査について、その事務の一部を民間事業者に委託して行わせる場合に必要となる関連規定の整備を行うものです。

### 2 意見募集の結果及び原案からの変更点

政令案について、平成18年12月18日（月）から平成19年1月16日（火）までの間、意見募集を行ったところ、10件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方は、別紙1のとおりです。

なお、頂いた御意見等を踏まえ、別紙2のとおり、別表第一の備考四の追加等を行った上で、制定することとしました。

### 3 政令の公布

政令は、平成19年2月21日（水）に公布したところです。

#### （連絡先）

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計企画管理官室 総括担当

担当：野村補佐、阿部主査

電話：03-5273-1142（直通）

FAX：03-5273-1181

<mailto:s-soukatsu@stat.go.jp>

## 「統計法施行令の一部を改正する政令案」に対して頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方

## 1. 意見提出状況

提出件数 10件

## 2. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>市町村単位で民間開放を行うに当たっては、事務処理特例条例を制定する必要があるが、対象となる市町村が変動する都道府県において条例を改正しなければならず、事務負担が過大である。</p> <p>指定統計調査に関する事務を現行の法定受託事務から国の直接執行事務と位置づけ直す、統計調査員の設置及び調査票の配布・取集に関する事務を一律に市町村長の事務とする、条例の制定を要さないよう政令案でその旨手当てする等、民間開放に係る環境整備は国の責任においてなされるべきではないか。</p> <p>(3件)</p>	<p>今回の政令案は、平成19年に実施される就業構造基本調査及び全国物価統計調査に係る調査実施部局の調査計画を踏まえ、市町村単位での民間開放を可能とするための環境整備として、都道府県と市町村の事務を定める統計法施行令について、所要の改正を行うこととしたものです。</p> <p>民間開放の実施に際しては、全国規模での受け皿となる民間事業者が存在しないこと等を踏まえ、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じて事務を担っている現行の法定受託事務の枠組みを維持した上でこれを進めることが適当であるとの考え方に立脚し、調査実施部局において、調査計画が策定されています。</p> <p>また、今回の民間開放に関しては、都道府県、市町村の両者が協議し、合意を得て実施していくことが必要であり、現行の事務配分を一律に改めることは適当でないとの判断を踏まえ、地方自治法の事務処理特例条例の制度を活用して行うこととするものです。都道府県知事から市町村長への事務の移譲について、地方自治法において事務処理特例条例制度を設けていることにかんがみれば、条例によらない移譲の手法を政令で定めることは適当でないと考えます。</p> <p>なお、条例制定についても、短期間での検討を余儀なくされないことがないよう、今後はできるだけ早期に調査計画を示すなど、調査実施部局において負担緩和に係る措置の検討がなされていると承知しています。</p>
2	<p>政令改正は環境整備の手段の一つに過ぎず、試験調査の実施、調査内容の見直し、審査事務を含めた包括的な民間開放といった事項についても総合的に調整・整備する必要がある。(1件)</p>	<p>今回の政令案は、平成19年に実施される就業構造基本調査及び全国物価統計調査に係る調査実施部局の調査計画を踏まえ、都道府県と市町村の事務を定める統計法施行令について、所要の改正を行うこととしたものです。</p>

		<p>なお、調査実施部局においては、今後、民間開放に際して地方公共団体や民間事業者が拠るべき基準等について、現在実施中の試験調査等の結果を踏まえて策定することとしているものと承知しております。</p>
3	<p>政府統計は政府の施策の基礎となるだけでなく、国民にとっても内外の状況を把握するのに不可欠な公共財であり、その精度を高め、調査への国民の信頼を維持することは重要な課題である。</p> <p>しかるに、統計調査業務の民間開放は政府の統計作成に対する責任の所在を不明確化・分散化するものであり、調査票の配布・取集といった調査実施の根幹事務を民間事業者に委託することは、調査の精度の確保、データの時系列での整合性・地域間での比較可能性、調査への国民の協力、秘密の保護に悪影響を及ぼすことにつながりかねること等から、好ましくないのではないかと。</p> <p>また、そういった民間開放の推進にあたっては、慎重な検討を経るべきではないかと。</p> <p>(7件)</p>	<p>統計行政の分野においても、民間事業者の創意と工夫を活用した業務の見直し・効率化、質の維持向上を図ることは重要な課題となっていることから、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)や「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」(平成18年10月6日)を踏まえ、調査実施部局において、統計の正確性及び信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組みの構築に向けて検討が行われてきたものと承知しております。</p> <p>これらの検討の結果、平成19年度に調査時期が到来する就業構造基本調査及び全国物価統計調査については、民間開放の対象とする旨の調査計画が策定されたことを踏まえ、今回の政令案は両調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合に必要となる規定の整備を行うものです。</p> <p>民間開放を進めるにあたっては、ご指摘のとおり、調査の精度の確保、データの時系列での整合性・地域間での比較可能性、調査への国民の協力、秘密の保護が担保される枠組みを構築する必要があると考えます。</p> <p>秘密の保護については、個人情報の保護の重要性にかんがみ、市町村長が調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合には、特に、秘密の保護に関する事項を定めた契約を締結しなければならないこと等を新たに定めることとしております。また、調査の精度の確保等に支障をきたすことのないよう、調査実施部局において、事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備が進められるものと考えております。</p> <p>この他にも、調査の精度の確保等が担保されるよう、民間開放にあたって民間事業者がよるべき基準・条件の策定に向けて、調査実施部局とも連携して、検討していくこととしております。</p>

統計法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）

定めた命令等

意見公募手続実施時の命令等の案

（傍線の部分は変更部分）

別表第一（第八条第一項関係）		別表第一（第八条第一項関係）	
指定統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一、十五（略）	（略）	（略）	（略）
備考			
<p>一 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。</p> <p>二 四の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより四の項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄</p>			
備考			
<p>一 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。</p> <p>二 四の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項に規定する条例（以下「事務処理特例条例」という。）により四の項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号</p>			

第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

三 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

四 前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、四の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる指定統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

五 十二の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、

に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

三 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例により同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

四 十二の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、

東京都知事が行うものとする。

東京都知事が行うものとする。